

# 令和6年 クオリティライフ 夏号 いちかわ

6月発行

市川市消費生活センター  
TEL:047-712-8631

## 目次

- P. 1 「電話de詐欺」の被害状況
- P. 2 ネットでの化粧品の購入に注意
- P. 3 害虫・害獣駆除のトラブルに注意
- P. 4 出前消費者講座のご案内

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。(要予約)

☆消費生活センター  
047-712-8629

## 「電話de詐欺」の被害状況 親族からのお金の電話にも要注意

千葉県内の「電話de詐欺」の被害者数は件数及び被害金額ともに令和5年は前年より1割ほど減少しました。被害手口は、親族等に成りすまし金銭を要求するオレオレ詐欺が多くを占めており、被害者の約96%が60歳以上の高齢の方となっています。

たとえ親族からの電話でもお金の話が出たら「疑う」とともにまわりの人や警察・消費生活センターなどへ相談しましょう。留守番電話や警告・録音機能などを電話機に取付けることも有効な対策になります。また、地域の方の見守りも重要です。

なお、令和5年の市川市内の被害件数は117件で被害金額は約2億円となっており、いまだに多くの被害がみられているため、引続き十分な注意が必要です。

「電話de詐欺」の被害件数（千葉県内）

|      | 令和4年   | 令和5年   | 増減割合   |
|------|--------|--------|--------|
| 件数   | 1,457件 | 1,310件 | 10.0%減 |
| 被害金額 | 34.0億円 | 29.7億円 | 12.6%減 |



**電話de詐欺**とは、犯罪者が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金を受けられるなどと言ってATMを操作させ、犯罪者の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る窃盗を含む。）の総称です。

千葉県警察ホームページより引用

# インターネットでの 化粧品の購入に注意

近年、オンラインショップやフリマサイト等、インターネットで商品を購入する人が増えています。

気軽に商品を購入することができる一方、購入した商品が**模倣品\*1**であったり海外からの**直接購入（個人輸入）\*2**のため国内の仕様とは異なり、届いた商品が想像とは違ったといった経験をされた方や、思わぬ危害に遭われた方もいるかもしれません。

化粧品を購入する場合、成分表示や使用感を確認してから購入する方も多いと思いますが、インターネットで購入する商品は、実際にその商品を確認したり試したりすることができません。

日本国内で正規に流通している化粧品は、医薬品医療機器等法により有効性や安全性などの品質が確認されていますが、インターネットで購入した模倣品や個人輸入した化粧品は、同法に基づく品質等の確認がなされていないほか、衛生状態がよくない場所で作られていたり、粗悪な原料が使われていたりする可能性があります。

**模倣品\*1** 商標権や特許権、著作権のような知的財産権を侵害する様々なジャンルの違法品のことです。化粧品などを模倣した、いわゆるニセブランドなどもこれに含まれます。模倣品の製造や販売は、知的財産権を侵害する違法行為ですが、模倣品を購入することについても犯罪に加担する行為になってしまいます。

**直接購入\*2** 輸入代行業者に注文して、その代行業者を通じて輸入する方法なども該当し、サイズ違い、破損等のトラブルは自力で処理しなければならない。個人輸入と同様です。



## 【事例1】

正規取扱店で購入していた化粧水と同じ製品がフリマサイトに出品されており、出品者によると百貨店で購入したとのことだったので、信用して購入した。届いた商品の外観に問題はないように思い、実際に使用してみると、塗布した所がヒリヒリ痛み赤くなった。不審に思い改めてパッケージを確認すると、品質保証のシールやデザインが普段購入するものと違っていた。

## 【事例2】

フリマサイトでいつも使っている洗顔せっけんが安く売られていたので購入した。届いた商品を確認すると、匂いや泡の色が正規品と異なるため偽物だと確信したが、使い心地が良ければ使おうと思った。一度使っただけで顔がかゆくなり、その旨をフリマサイトに伝えたが、対応しないと言われた。

## 【事例3】

普段から使っている海外製のフェイスクリームをネット通販で購入した。開封すると油脂分が分離しているように見え、使用してみると匂い等が普段のものとは異なっていた。二回使用すると肌にニキビのようなものができ、赤くなってしまった。購入元に返品または交換を申し出ると、国内流通品とは異なる場合があるが、安全性に問題はなく、返品も交換もできないと断られた。

## 【アドバイス】

インターネットには、正規の値段よりも安い化粧品が販売されていることもあります。その安全性・品質が担保されているかどうかを見極めることは難しくなっています。実際に使ったことがある製品だから大丈夫だと思わず、購入する前に一度立ち止まって、購入しようとする化粧品に不審な点がないかを確認するようにしましょう。

また、事業者の氏名・住所・電話番号、商品説明や支払方法、返金保証等をよく確認し、信頼できる事業者から購入しましょう。届いた商品の見た目や表示に不審な点がある場合は使用を控え、不安であれば製造・販売・輸入事業者にお問い合わせたり、消費生活センター等に相談しましょう。

# ネットの価格と全然違う！ 害虫・害獣駆除のトラブルに注意

図1 P10-NET<sup>1</sup>にみる駆除サービス<sup>2</sup>に関する相談件数の推移

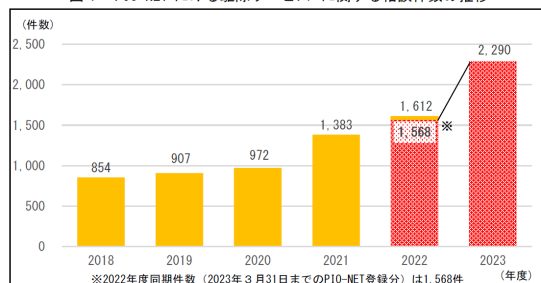
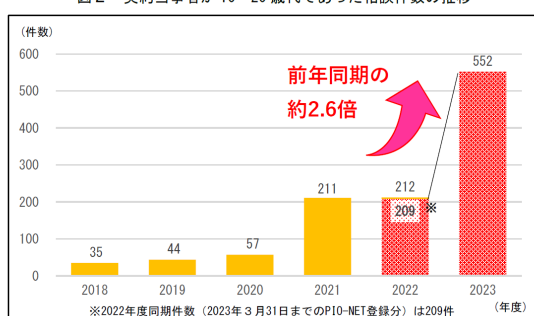


図2 契約当事者が10～20歳代であった相談件数の推移



ゴキブリやハチなどの害虫や、ネズミなどの害獣を駆除してもらう、いわゆる「害虫・害獣駆除サービス」の相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

相談はここ数年増加傾向が続き、2023年度は2022年度同期と比べて約1.5倍に増加しています。相談事例では、自宅などで害虫などが出て慌ててインターネットで検索して出てきた格安料金を提示する業者に来てもらったところ、ネットの表示とかけ離れた高額料金を提示される事例が多くみられます。

特に、10～20歳代が契約当事者となるケースが急増しており、注意しなければならないトラブルです。

\*P10-NET（全国消費生活情報ネットワーク）  
消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース

## 【相談事例からみる問題点】

- ・インターネット上に記載されている料金と実際の料金がかけ離れている。
- ・消費者の不安をあおり、契約を急がす勧誘が行われている。
- ・強引に作業を行い、代金を請求している。
- ・事前に複数見積もりを取って比較・検討することができない。
- ・交付される書面に具体的なサービス内容等が明記されていない場合がある。
- ・クーリング・オフ妨害をしている事例が見られる。



画像は消費者庁イラスト集より

## 【アドバイス】

- ・極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう。
- ・複数見積もりを取って比較し検討しましょう。
- ・検討する時間を与えない事業者とは契約をやめましょう。
- ・クーリング・オフ等ができる場合があります。
- ・おかしいと思ったら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

## 『市川市消費生活センター移転』のお知らせ

市川市消費生活センターは市役所の第1庁舎へ移転しました。  
住所と電話番号が変わりましたので、ご注意ください。

市川市八幡1-1-1 市役所第1庁舎3階  
相談電話 047-712-8629  
事務電話 047-712-8631



## 『出前消費者講座』のご案内

消費生活センターでは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、市内の自治会・高齢者クラブ・学校の授業やPTA等の皆様に「出前消費者講座」を行っています。  
問合せ・申し込みは、消費生活センターへ

- \* 開催予定日の2か月前から、当センターと調整願います。
- \* 開催日時は、平日の午前10時～午後4時
- \* 時間は1時間程度で、ご要望に合わせたメニューをご用意します。(DVD上映も可能です)
- \* 10名程度から、ご希望の会場に伺います。
- \* 講師への謝礼・教材費等はすべて無料です。
- \* お申し込みの際は、右記事項をお知らせください。  
お気軽にご相談ください。

- \* 団体名・担当者名・連絡先
- \* 希望日時
- \* 開催場所
- \* 希望する講座のテーマ及び内容
- \* 受講者の人数・年齢層

◎ 申込書は市公式Webサイトから  
ダウンロード可！



## 消費生活相談窓口

### ◇ 市川市消費生活センター

市川市八幡1-1-1 市役所第1庁舎3階

相談日時 月曜日～金曜日（対面、及び電話相談）

第2・第4土曜日（祝日除き、電話相談のみ受付）

午前10時～午後4時

相談電話 047-712-8629

※ 消費生活センターの休所日

土曜日（第2・第4土曜日を除く）・日曜日・祝日・年末年始

上記相談日時以外の相談（年末年始を除く）

消費者庁消費者ホットライン 電話：188（局番なし）

相談時間 午前10時～午後4時